

《愛知県犯罪被害者等支援条例（2022年4月1日施行）の概要※3》

目的

- 犯罪被害者等の権利利益の保護、受けた被害の回復又は軽減及び生活の再建を図ること。
- 犯罪被害者等を支え、誰もが安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与すること。

基本理念

犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が個人としての尊厳を重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、二次被害の有無等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行うとともに、当該犯罪被害者等支援により二次被害が生ずることのないよう十分配慮すること。
- 犯罪被害者等が社会において孤立することなく、安全に安心して暮らすことができるよう、必要な支援を公正かつ迅速に途切れることなく提供すること。
- 国、県、市町村、民間支援団体その他の関係者が相互に連携を図りながら協力して取り組むこと。

支援に関する指針

犯罪被害者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「犯罪被害者等支援についての基本的な方針」、「犯罪被害者等支援に関する施策」、「犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」を定めます。

総合的な支援体制の整備	県民の理解
相談、情報の提供等	民間支援団体に対する支援
心身に受けた影響からの回復	人材の育成
安全の確保	個人情報の適切な管理
居住の安定等	財政上の措置
雇用の安定等	施策の実施状況の公表
経済的負担の軽減	

《お問合せ先》

愛知県防災安全局県民安全課安全なまちづくりグループ TEL (052) 954-6176
E-mail kenmin-anzen@pref.aichi.lg.jp

※3 条例全文は以下のWebページ若しくは右QRコードからご覧ください。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenmin-anzen/victim-support.html>



愛知県

犯罪被害者等支援条例



犯罪被害者やその家族の方々を支え、
安全に安心して暮らせる社会の実現に向けて

愛知県



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

犯罪被害者やそのご家族、ご遺族の方々の置かれた状況は、 社会の中で十分な理解が進んでいません。

愛知県犯罪被害者等支援条例では、「犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」を「犯罪等」として定義しています。

刑法その他日本国の刑罰法令に規定されている各犯罪の構成要件に該当する行為のみならず、犯罪の構成要件を満たしていないDVや児童虐待、ストーカーなどの、犯罪に準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為が「犯罪等」に含まれます。

また、条例では、「犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族」を「犯罪被害者等」として定義しています。

これは、犯罪等により害を被った場合、当事者だけでなく、そのご家族、ご遺族の方々も多岐にわたる問題を抱えることとなり、支援が必要であるためです。

しかしながら、犯罪被害者やそのご家族、ご遺族の方々が抱える問題については、社会の中で十分な理解が進んでいると言えない状況にあります。

犯罪被害者やそのご家族、ご遺族の方々が抱える問題例

《心身の不調》

- ・食欲減退、不眠、頭痛、めまい
- ・集中力がなくなる、感情のコントロールが難しくなる
- ・PTSD、うつ病の発症など



《生活上の問題》

- ・治療のための通院や検査、裁判手続きのためのやむを得ない欠勤
- ・仕事上での小さなミスの増加、能率の低下
- ・転居をしなければならなくなったり、自宅以外に居住場所が必要になる
- ・家事や育児等に支障ができるなど

《捜査・裁判に伴う様々な問題（負担）》

- ・警察や病院等に急行するためのタクシーチケット、亡くなった場合の葬儀費
- ・治療のための医療費
- ・裁判のための弁護士費用、損害賠償の不履行など

《周囲の人の言動による傷つき》（二次被害^{※1}）

- ・周囲の人からの中傷や興味本位の質問
- ・周囲の人たちの支援を受けられないことによる、社会的な孤立
- ・心情に沿わない安易な励ましや慰めなど

《加害者からの更なる被害》（再被害^{※2}）

- ・加害者からの報復など危害が加えられるのではないかという不安や恐怖など

※1 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、加害者及びその関係者の不誠実な言動、周囲の者の理解又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗（ひぼう）中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受けれる精神的な苦痛、身体の不調、名譽の毀損、生活の平穏の侵害、経済的な損失その他の被害

※2 犯罪被害者が更なる犯罪等により受けれる被害

犯罪被害者等が社会から孤立せず、

安全に安心して暮らすためにー

多岐にわたる問題を抱える犯罪被害者やそのご家族、ご遺族の方々が一日も早く被害から回復し、社会の中で再び平穏な生活を取り戻していくことは極めて重要な課題であり、そのためには犯罪被害者等を社会全体で支援していく必要があります。

このため、愛知県犯罪被害者等支援条例では、

- ・犯罪被害者等の権利利益の保護、受けた被害の回復又は軽減及び生活の再建を図ること
 - ・犯罪被害者等を支え、誰もが安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与すること
- を目的としています。

犯罪被害者等に寄り添う行動を

県民・事業者の皆様にお願いしたいことー

犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な被害を受けた後に、加害者及びその関係者の不誠実な言動、周囲の者の理解又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗（ひぼう）中傷、報道機関による過剰な取材等により、精神的な苦痛、身体の不調等に悩まされることがあります。

《二次被害を生じさせないために県民・事業者の皆様にお願いしたいこと》

- ・犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分な配慮をいただくようお願いします。
- ・県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策にご協力をお願いします。
- ・さらに事業者の皆様には、雇用されている犯罪被害者等の就業に十分な配慮をいただくようお願いします。

○ 二次被害を起こさないために大切なことは？

犯罪被害者等の方々と接する際には、犯罪被害者等は特別な存在ではなく、誰もが犯罪に巻き込まれ、被害者になる可能性があるということを念頭において対応してください。

○ 二次被害につながる行動

興味本位の話しかけ、SNS、インターネットなどによる無責任な噂の流布・偏見による職場の配置転換や解雇など

